

自治会掲示板交付のご案内

自治会・町内会・区などの住民自治組織の広報活動を円滑化し、地域住民の交流を促進する目的のため、ポスターなどを掲示する「自治会掲示板」を無償で交付します。

1 掲示板の形状

- (1) 材質 ベニヤ板に軽量発砲再生樹脂等（緑色）を張り合わせたもの
- (2) 寸法 縦 90cm 横 120cm

2 交付制限

同一年度につき、1住民自治組織に1枚以内となります。

ただし、不慮の災害や交通事故等により自治会掲示板が破損した場合、1,000世帯以上の住民自治組織又は既存の住民自治組織から分離して新たに住民自治組織が結成された場合は、この限りではありません。

3 交付の条件

- (1) 営利事業、政治活動及び宗教活動に係る広告物、宣伝物その他の掲示物の掲示に使用しないこと。
- (2) 他人の名誉を傷つけ、又は風紀を乱す掲示物の掲示に使用しないこと。
- (3) 市の掲示物の掲示を妨げないこと。
- (4) 住民自治組織の責任において、交付を受けた自治会掲示板の維持及び安全管理を行うこと。
- (5) 住民自治組織の責任において、交付を受けた自治会掲示板を設置し、並びに当該自治会掲示板が不用となり、又は破損した場合は、解体及び撤去を行うこと。

4 申請書類等

- (1) 自治会掲示板交付申請書 (2) 住民自治組織の会則等
- (3) 設置場所の同意書（新設の場合のみ） (4) 設置場所の地図
- (5) 現場の写真等（新設の場合は設置予定場所。取替えの場合は既設の自治会掲示板の状態がわかるもの。）

5 交付手続

- (1) 自治会掲示板の交付には、「4 申請書類等」に記載の書類等を提出ください。
- (2) 提出のあった申請書に基づき、交付条件を満たしているか審査を行います。
- (3) 審査の結果、申請内容に不備がなければ、交付決定書と自治会掲示板を交付します。

6 その他

交付する掲示板の受取り・設置、既設の掲示板の撤去・廃棄等は自治会で行うこと。

[問い合わせ先]

市民安全部 市民活動課
電話 841-1273 (直通)
FAX 841-5133